# 令和4年

上尾市教育委員会5月定例会 議案

# 議 案 名

議案第21号	上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定に 係る意見の申出について	1
議案第22号	上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の 公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制 定に係る意見の申出について	3
議案第23号	上尾市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について	5
議案第24号	上尾市人権教育推進協議会委員の委嘱又は任命について	7
議案第25号	上尾市民体育館及び上尾市平塚サッカー場指定管理者 候補者選定委員会委員の委嘱又は任命について	9
議案第26号	上尾市学校運営協議会委員の任命について	- 1 1
議案第27号	上尾市幼児教育推進協議会委員の任命について	- 1 2
議案第28号	上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱 又は任命について	-13
議案第29号	上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の制定について	- 1 5
議案第30号	上尾市平塚サッカー場管理規則の一部を改正する規則の制定について	- 1 8
議案第31号	令和4年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出 について	- 2 7

【 白紙 】

#### 議案第21号

上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出 について

上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

令和4年5月25日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市立学校設置条例の一部を改正する条例

上尾市立学校設置条例(昭和39年上尾市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「幼稚園、」を削る。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の廃止)

第2条 上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例 (平成27年上尾市条 例第12号) は、廃止する。

(上尾市立幼稚園の利用者負担額に関する条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行前に上尾市立幼稚園で受けた子ども・子育て支援法 (平成24年法律第65号)第27条第1項若しくは第28条第1項第1 号の規定による特定教育・保育(教育に限る。)又は同項第3号の規定に よる特別利用教育に対する利用者負担額の徴収については、なお従前の例 による。

(上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

第4条 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償 に関する条例(昭和43年上尾市条例第7号)の一部を次のように改正す る。

第1条中「幼稚園、」を削る。

#### 提案理由

上尾市立平方幼稚園の園児がいないこと、園舎の一部が耐用年数を迎え使用できないこと等、上尾市立平方幼稚園を取り巻く状況を総合的に勘案して同幼稚園を閉園することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

#### 議案第22号

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に 関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

令和4年5月25日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に 関する条例の一部を改正する条例

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和43年上尾市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項第2号中「7万3,090円」を「7万5,290円」に改め、同項第4号中「3万6,500円」を「3万7,600円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬 剤師の公務災害補償に関する条例第7条の2第2項の規定は、令和4年4 月1日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に 支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。

# 提案理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を 定める政令の一部改正に伴い、学校医等に対する介護補償の額を引き上げ ることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年 法律第162号)第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、 この案を提出する。

# 議案第23号

上尾市公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について 上尾市公民館運営審議会委員に下記の者を委嘱又は任命する。 令和4年5月25日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

1 委嘱[任期:令和6年6月12日まで]

選出区分	氏	名	住 所 等	役職名等	備考
	すが賀	きとし 聡	上尾市愛宕在住	ボーイスカウト上尾市 連絡協議会会長	再任
	横堀	るま 雄	上尾市向山在住	上尾市文化団体連合会 会長	再任
1 号 委員	たかはし	まさのぶ 政信	上尾市畔吉在住	上尾市美術家協会洋画 部会長	新任
女只	かにゅう 松生	まうこ 養子	上尾市畔吉在住	女性フォーラムあげお 会長	再任
	たまこし	* しひこ 敬彦	上尾市谷津在住	上尾市まなびすと指導 者バンク活動推進会議 副会長	再任
2 号	せかりし 坂牛	文子	上尾市久保在住	上平地区母子愛育班会 長	再任
委員	きたなべ 渡辺	がみられる	上尾市平塚在住	上尾市 P T A 連合会 代表幹事	新任
	こんどう近藤	世昭	上尾市本町在住	学識経験者	再任
3号委員	世まね関根	とし予	上尾市西宮下在住	学識経験者	再任
	やまお山尾	<b>芝枝子</b>	上尾市原市在住	学識経験者	再任
	きたがわ北川	えっこ悦子	上尾市上在住	学識経験者	再任

2 任命[任期:令和6年6月12日まで]

選出区分	氏 名	住所等	役職名等	備考
1号	三日月 桂子	上尾市立芝川小学校在勤	校長	再任
	武田 直美	上尾市立南中学校在勤	校長	再任

1号委員:学校教育及び社会教育の関係者

2号委員:家庭教育の向上に資する活動を行う者

3号委員:学識経験のある者

#### 提案理由

上尾市公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、上尾市公民館条例(昭和60年上尾市条例第8号)第11条第3項の規定により、委員の委嘱又は任命を行いたいので、この案を提出する。

# 議案第24号

上尾市人権教育推進協議会委員の委嘱又は任命について 上尾市人権教育推進協議会委員に下記の者を委嘱又は任命する。 令和4年5月25日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛 記

1 委嘱[任期:令和6年5月31日まで]

選出区分	氏 名	住所等	備考
	本田 誠治	上尾市原市在住	新任
2 号	近藤 博昭	上尾市本町在住	再任
委員	すどう だいじゅ 須藤 大樹	上尾市浅間台在住	新任
	豊田 健介	上尾市瓦葺在住	再任
3 号 委員	ましざわ のりこ 吉澤 章子	上尾市中新井在住	再任
	*にゅう ょうこ 舩生 養子	上尾市畔吉在住	再任
4 号	いのうえ れいこ 井上 禮子	上尾市瓦葺在住	再任
委員	関本 正弘	上尾市本町在住	再任
	サザき れいこ鈴木 玲子	上尾市二ツ宮在住	再任
	柴崎 政美	伊奈町小室在住	再任
5 号 委員	きがべ のぶたか 曽我部 延孝	さいたま市北区在住	再任
	大場・サ子	上尾市中分在住	再任

2 任命[任期:令和6年5月31日まで]

選出区分	氏 名	住所等	備考
1号	たきざわ ようこ 灌沢 葉子	上尾市立大石北小学校在勤	新任
委員	大澤 聡	上尾市立大石南中学校在勤	再任

1号委員:学校教育の関係者 2号委員:社会教育の関係者

3号委員:人権擁護委員その他人権にかかわる業務に従事している者

4号委員:人権にかかわる活動を行っている団体を代表する者

5号委員:識見を有する者

#### 提案理由

上尾市人権教育推進協議会委員の任期満了に伴い、上尾市人権教育推進協議会条例(平成28年上尾市条例第7号)第3条第2項の規定により、新たに委嘱又は任命したいので、この案を提出する。

#### 議案第25号

上尾市民体育館及び上尾市平塚サッカー場指定管理者候補者選定委員 会委員の委嘱又は任命について

上尾市民体育館及び上尾市平塚サッカー場指定管理者候補者選定委員会委員に下記の者を委嘱又は任命する。

令和4年5月25日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

1 委嘱 [任期:当該施設の指定管理者の指定をする日まで]

選出区分	E	氏 名	住 所 等	役職名等	備考
1号	松永	重人	聖学院大学在勤	地域連携・教育セン ター准教授	新任
委員	ほそや 細谷	世光	関東信越税理士会上尾 支部在勤	税理士	新任
	とおやま 遠山	まさひろ正博	上尾市スポーツ推進審 議会委員	会長	新任
2 号 委員	中村	清治	上尾市スポーツ協会委 員	副会長	新任
	萩原	やすひこ 康彦	上尾市スポーツ推進委 員連絡協議会委員	会長	新任

2 任命 [任期:当該施設の指定管理者の指定をする日まで]

選出区分	氏 名	住所等	役職名等	備考
3 号	いしかわ かっみ 石川 克美	上尾市健康福祉部在勤	部長	新任
委員	おだがわ ふみあき 小田川 史明	上尾市教育委員会事務 局教育総務部在勤	部長	新任

#### 【選出区分】

1号委員:指定管理者制度又は財務若しくは労務管理に精

通した者

2号委員:指定管理者の候補者の選定に関し、教育委員会

が必要と認める者

3号委員:市職員

# 提案理由

上尾市民体育館及び上尾市平塚サッカー場指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱又は任命を行うため、上尾市公の施設の指定管理者候補者選定委員会条例(令和3年上尾市条例第1号)第4条第2項及び第12条の規定により、この案を提出する。

#### 議案第26号

上尾市学校運営協議会委員の任命について 上尾市学校運営協議会委員に下記の者を任命する。

令和4年5月25日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

任命 [任期:令和5年3月31日まで]

上尾市立南中学校学校運営協議会委員

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	備考
1 号 委員	金子 義治	上尾市堤崎在住	上尾市立南中学校 PTA会長	新任

#### 【選出区分】

1号委員:対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

2号委員:対象学校の所在する地域の住民

3号委員:対象学校の運営に資する活動を行う者

4号委員:学識経験者

5号委員:その他教育委員会が適当と認める者

#### 提案理由

上尾市立南中学校に設置される学校運営協議会委員に欠員が生じたため、 上尾市学校運営協議会規則(平成30年上尾市教育委員会規則第5号)第 7条第3項の規定により、その後任として任命したいので、この案を提出 する。

#### 議案第27号

上尾市幼児教育推進協議会委員の任命について 上尾市幼児教育推進協議会委員に下記の者を任命する。

令和4年5月25日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

任命 [任期:令和5年3月31日まで]

選出区分	氏 名	住 所 等	役職名等	備考
2号委員	大暮 恵津子	上尾市立かわらぶき保 育所在勤	保育所長 (上尾市立保育所所 長連絡会会長)	新任
3 号 委員	いしだ けんいち 石田 賢一	上尾市立平方幼稚園在勤	園長	新任

#### 【選出区分】

1号委員:幼児教育に関し学識経験のある者

2号委員:市内に設置されている保育所において保育事業

に携わる者

3号委員:市内に設置されている幼稚園又は認定こども園

において幼児教育に携わる者

4 号委員:市立小学校の校長を代表する者 5 号委員:教育委員会が必要と認める者

#### 提案理由

上尾市幼児教育推進協議会委員に欠員が生じたため、上尾市幼児教育推進協議会条例(令和3年上尾市条例第2号)第3条第2項の規定により、 その後任として任命したいので、この案を提出する。

# 議案第28号

上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱又は任命について

上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員に下記の者を委嘱又は任命する。

令和4年5月25日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

1 委嘱 [任期:令和6年3月31日まで]

選出区分	E	氏 名	住所等	役職名等	備考
2 号	をじなみ 藤波	ましひろ 由浩	上尾市畔吉在住	上尾市立大石南中学校 PTA会長	新任
委員	やまもと山本	ましひこ 良彦	上尾市瓦葺在住	上尾市立瓦葺中学校 PTA会長	新任
4 号 委員	かとう伊藤	ひろゆき裕之	上尾市上町在住	学校医	再任
5 号 委員	マリはら 栗原	啓佑	上尾市柏座在住	学校薬剤師	新任
6 号 委員	*************************************	真美	埼玉県鴻巣保健所在勤	埼玉県鴻巣保健所 担当部長	新任

2 任命 [任期:令和6年3月31日まで]

選出区分	E	氏 名	住所等	役職名等	備考
	がおた村田	まさのり正則	上尾市立大石中学校在勤	校長	再任
1号	大澤	きとし	上尾市立大石南中学校在勤	校長	再任
委員	たけだ武田	重美	上尾市立南中学校在勤	校長	再任
	きかい酒井	かずあき 一 昭	上尾市立大谷中学校在勤	校長	新任
	かわい河合	<sup>ひろき</sup> 弘樹	上尾市立太平中学校在勤	教諭	新任
3号 委員	っかざき 塚﨑	みずき瑞起	上尾市立上尾中学校在勤	教諭	新任
	おかむら 田村	<sup>かつゆき</sup> 克之	上尾市立大谷中学校在勤	教諭	新任

#### 【選出区分】

1号委員:中学校の校長

2 号委員:中学校PTA会長 3 号委員:中学校給食主任 4 号委員:中学校の学校医

5号委員:中学校の学校薬剤師

6 号委員:保健所職員

#### 提案理由

上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会委員の任期満了に伴い、上尾市立中学校給食共同調理場条例(平成4年上尾市条例第35号)第4条の規定により、新たに委嘱又は任命したいので、この案を提出する。

#### 議案第29号

上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の制定について 上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年5月25日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則

上尾市民体育館管理規則(昭和55年上尾市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「2箇月」を「2月」に改める。

第9条中「により、」を「を」に、「申請しなければ」を「提出しなければ」に改める。

第10条第1項中「利用料金の減額又は免除」を「教育委員会の承認」に、「ところによる」を「ところによりこれを行うものとする」に改め、同項第1号を削り、同項第2号中「5割減額」を「2分の1に相当する額の減額の承認」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「前2号」を「前号」に、「指定管理者」を「教育委員会」に、「5割減額又は免除」を「2分の1に相当する額の減額又は免除の承認」に改め、同号を同項第2号とする。

第11条中「により、」を「を」に、「申請しなければ」を「提出しなければ」に改める。

第12条を次のように改める。

(利用料金の返還の申請)

第12条 条例第17条ただし書の規定による利用料金の返還を受けようと する者は、上尾市民体育館利用料金返還申請書(第12号様式)を指定管 理者に提出しなければならない。

第9号様式及び第11号様式中「印」を削る。

第12号様式を次のように改める。

### 上尾市民体育館利用料金返還申請書

(宛先)

指定管理者

申請年月日	年	月	日	
団体名(登録番号)				
代表者				
住 旂				
<del>塔 ///</del> 氏 名				
電話番号				

上尾市民体育館の利用料金の返還を受けたいので、次のとおり申請します。

	許可名	<b>手月</b> 日								
利用年月日			曜日	利用時間	利用	<b>非施設</b>	予定人数	利用料金		
1										
2										
3										
4										
5										
返還を受けようとする		理由				合計利用料金				
			付さ	れた利用料金	の額	返還	返還される利用料金の額			
不以	用料金									
備	考									

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、上尾市民体育館条例の一部を改正する条例(令和4年上尾市条例第13号)の施行の日(令和5年2月1日)から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則による改正後の上尾市民体育館管理規則(以下「新規則」という。)第10条第1項の規定は、令和5年4月1日以後に上尾市民体育館の施設等(新規則第1条の2第1項に規定する施設等をいう。以下同じ。)を利用する場合の利用料金の減額又は免除について適用し、同日前に上尾市民体育館の施設等を利用する場合の利用料金の減額又は免除については、なお従前の例による。
- 3 新規則第12条の規定は、令和5年4月1日以後の利用料金の返還に係る申請について適用し、同日前の利用料金の返還に係る申請については、 なお従前の例による。

#### 提案理由

上尾市民体育館条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うほか、上尾市 手数料・使用料等の適正化に関する基本方針に基づき利用料金の減免に関 する規定を見直したいので、この案を提出する。

#### 議案第30号

上尾市平塚サッカー場管理規則の一部を改正する規則の制定について 上尾市平塚サッカー場管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。 令和4年5月25日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市平塚サッカー場管理規則の一部を改正する規則

上尾市平塚サッカー場管理規則(平成18年上尾市教育委員会規則第4号) の一部を次のように改正する。

第2条中「上尾市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「条例 第11条に規定する指定管理者(以下単に「指定管理者」という。)」に改 め、同条に次の1項を加える。

2 前項の申請書は、利用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から利用しようとする日の前3日までに提出しなければならない。ただし、 指定管理者が特に事情があると認めた場合は、この限りでない。

第3条中「、又は」を「又は」に改める。

第4条中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第5条ただし書中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、「許可」の次に「(物品の販売及び宣伝その他これらに類する行為が地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定による許可を必要とする場合にあっては、教育委員会の当該許可)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、前項ただし書の許可をするときは、あらかじめ教育委員 会の承認を得なければならない。

第6条を次のように改める。

(利用料金の納付)

第6条 条例第14条第1項の規定による利用料金の納付は、第3条の規定 による許可書の交付と同時に、これを行わなければならない。

第8条を削る。

第7条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第1項中「第9条」を「第15条」に、「使用料の減額又は免除」を「教育委員会の承認」に、「ところによる」を「ところによりこれを行うものとする」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「減額」の次に「の承認」を加え、

同号を同項第1号とし、同項第4号中「前3号」を「前号」に改め、「免除」の次に「の承認」を加え、同号を同項第2号とし、同条第2項中「第9条」を「第15条」に、「使用料の」を「利用料金の」に、「上尾市平塚サッカー場使用料減額・免除申請書(第5号様式)」を「上尾市平塚サッカー場利用料金減額・免除申請書(第6号様式)」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による利用料金の額についての承認申請)

第7条 指定管理者は、利用料金の額について条例第14条第4項の承認を 受けようとするときは、上尾市平塚サッカー場利用料金承認申請書(第5 号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

第9条を次のように改める。

(指定管理者による利用料金の減免についての承認申請)

第9条 指定管理者は、利用料金を減額し、又は免除することにつき条例第 15条の承認を受けようとするときは、上尾市平塚サッカー場利用料金減額・免除承認申請書(第7号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

本則に次の2条を加える。

(利用料金の返還の申請)

第10条 条例第16条ただし書の規定による利用料金の返還を受けようと する者は、上尾市平塚サッカー場利用料金返還申請書(第8号様式)を指 定管理者に提出しなければならない。

(その他)

第11条 条例及びこの規則に定めるもののほか、平塚サッカー場の管理に 関し必要な事項は、条例第12条に規定する指定管理者が行う管理の業務 の範囲のうちにある事項については指定管理者が教育委員会の承認を得て 定め、その他の事項については教育委員会が別に定める。

第1号様式中「上尾市教育委員会」を「指定管理者」に、「増使用料」を「増利用料金」に、「基本使用料」を「基本利用料金」に、「合計使用料」を「合計利用料金」に改める。

第2号様式中「上尾市教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第3号様式中「上尾市教育委員会」を「指定管理者」に、「印」を「印」 に、「基本使用料」を「基本利用料金」に、「増使用料」を「増利用料金」 に、「合計使用料」を「合計利用料金」に改める。

第4号様式中「上尾市教育委員会」を「指定管理者」に、「印」を「印」 に、「基本使用料」を「基本利用料金」に、「増使用料」を「増利用料金」 に、「合計使用料」を「合計利用料金」に改める。

第5号様式及び第6号様式を次のように改める。

# 第5号様式(第7条関係)

#### 上尾市平塚サッカー場利用料金承認申請書

年 月 日

(宛先)

上尾市教育委員会

所在地

指定管理者の名称

上尾市平塚サッカー場条例第14条第3項の規定により利用料金の額を次のとおり定めることについて、同条第4項の規定により承認を受けたいので申請します。

# 上尾市平塚サッカー場利用料金減額・免除申請書

(宛先) 指	旨定管理者					年	月	日			
ふりがな 団 体 名											
利用日時	年	月 日(曜)	午前1 午前2 午 後 夜間1		時から	Ħ	まで				
会場責任者	住所			氏名		TE (	L )	_			
利用目的					利	用予定	E人員 人)				
利用施設	サッカー!	湯(全面・半	·面)								
減額・免除の理	里由										
減額・免除の別	川及び金額			減額(		円)・ク	免除				
備考							処理	闌			

第6号様式の次に次の2様式を加える。

# 第7号様式(第9条関係)

上尾市平塚サッカー場利用料金減額・免除承認申請書

年 月 日

(宛先)

上尾市教育委員会

所在地

指定管理者の名称

上尾市平塚サッカー場条例第15条の規定により利用料金を次のとおり(減額・免除)することについて、承認を受けたいので申請します。

# 上尾市平塚サッカー場利用料金返還申請書

	(宛先	<del>-</del> )	指定	管理	里者										Æ	F	月		日	
ž	ふりがな <u>団 体 名</u> <u>住 所</u> <u>氏 名</u> T E L( ) ー  次のとおり利用料金の返還を受けたいので申請します。																			
利	用許	可	年月	日			年	月		日	許	可	番	号	j	第			号	
利	用	年	月	日			年	月		日	利	用	施	設						
会	場	責	任	者	住所							氏名	1			TH (	EL	)		
利	用		目	的							•			利月	月予定	· 人員 (		人)		
返	還		理	由																
利	用		料	金			納 料 ———————————————————————————————————				i 	た額	返利		還			れ の		る額

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例(令和4年上尾市条例第14号)の施行の日(令和5年4月1日)から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の上尾市平塚サッカー場管理規則第3号様式による上尾市平塚サッカー場利用許可書兼領収書及び同規則第4号様式による上尾市平塚サッカー場利用変更許可書兼領収書(この規則の施行の日においてこれらの許可書に記載された利用年月日が到来していないものに限る。)は、それぞれ、この規則による改正後の上尾市平塚サッカー場管理規則第3号様式による上尾市平塚サッカー場利用許可書兼領収書及び同規則第4号様式による上尾市平塚サッカー場利用変更許可書兼領収書とみなす。

(上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正)

- 3 上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則(平成22 年上尾市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。
  - 第2条第9号を次のように改める。
  - (9) 上尾市平塚サッカー場に関する事務のうち、次に掲げるもの ア 事情により休場日を変更し、又は臨時に休場日を定めるとの指定 管理者からの申出を承認すること。
    - イ 事情により利用時間を変更するとの指定管理者からの申出を承認 すること。

#### 提案理由

上尾市平塚サッカー場条例の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

#### 議案第31号

令和4年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について 令和4年度上尾市一般会計補正予算を次のように定めることについて、市 長に意見を申し出る。

令和4年5月25日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

記

#### 歳出補正 (教育費)

款	項	補 正 額	補正前予算額	補正後予算額
	2 小学校費	57,039 千円	1,501,102 千円	1,558,141 千円
	3 中学校費	26, 181 千円	702,020 千円	728, 201 千円
9 教育費	5 社会教育費	11,092 千円	751,336 千円	762, 428 千円
	6 保健体育費	<b>4,</b> 152 <del>↑</del> 円	1,537,259 千円	1,541,411 千円
	計	98,464 千円	4,491,717 千円	4,590,181 千円

#### 提案理由

令和4年度上尾市一般会計補正予算(第4号)の教育に関する事務の部分の補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。

# (参考) 所属別事業別歳出補正額

# ●教育総務課

事業名	補正額
小学校管理運営事業	57, 039
10需用費	57, 039
中学校管理運営事業	<u>26, 181</u>
10需用費	26, 181

(単位:千円)

(単位:千円)

(単位:千円)

# ●生涯学習課

事業名	補正額
公民館管理運営事業	<u>8, 021</u>
10需用費	8, 021

### ●図書館 (単位:千円)

事業名	補正額
図書館施設管理事業	3,071
10需用費	3, 071

# ●中学校給食共同調理場

事業名	補正額
中学校給食共同調理場管理運営事業	4, 152
10需用費	4, 152